（業務委託用請書）

収入印紙

|  |
| --- |
| 請　　　　　書 |
| 受託業務名 |  |
| 業務委託の場所 |  |
| 履行期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 業務委託料 | ￥ |
|  |  | 内訳 | 委託代金取引に係る消費税額 | ￥￥ |  |  |
|  |
| 仕様書 | 別紙のとおり |
| 摘要 |  |
| 上記について、別記事項を遵守し、確実に完了いたします。年　　月　　日 |
| 受注者　　　　　　　　　　　　　　　　 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者氏名 |  | 印 |
| 　天童市長　　　　　　　　　　様 |

（業務委託用請書の特記事項）

請書の特記事項

　（用語の意義）

第１条　この条項において、「発注者」とは天童市長又はその委任を受けた者を、「受注者」とは受託者をいう。

　（変更請書）

第２条　業務内容、履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは、変更請書により行うものとする。

　（検査及び引渡し）

第３条　受注者は、業務が完了したときは、業務完了通知書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に発注者が検査を行うものとして定めた職員による目的物についての検査を行い、検査に合格したときは、その完了をもって目的物の引渡しを受けたものとみなす。

３　前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命じられたときは、受注者は、遅滞なく、当該補正を行い、発注者の補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日及び引渡しについては、前項の規定を準用する。

　（業務委託料の支払）

第４条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

　（履行遅滞の場合における損害金等）

第５条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて得た額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、前条第２項の業務委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

　（債務不履行の場合における違約金）

第６条　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、受注者は業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

　（一般的損害等における負担）

第７条　成果物の引渡し前に成果物に生じた一般的損害、第三者に及ぼした損害及び不可抗力による損害について、当該損害の負担については発注者と受注者が協議して定めるものとする。

　（契約不適合責任）

第８条　発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、その不適合を知った時から１年以内にその修補又は代替品の引渡しによる履行の追完（以下「修補等」という。）を請求し、又は修補等に代え、若しくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

　（紛争の解決）

第９条　この業務について紛争が生じた場合は、あっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

　（秘密の保持）

第１０条　受注者は、業務委託の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　（その他）

第１１条　この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。